

ぐるなびフォト合意書

第1条(本合意書の適用)

- 本合意書は、株式会社ぐるなび(以下「当社」といいます)が提供する第3条(本サービス)に定めるサービス(以下「本サービス」といいます)の利用を希望し、当社がこれを承諾した者(以下「契約者」といいます)と当社との間に適用される契約条件を定めることを目的とします。なお、本サービスの利用にかかる取引を行うにあたり、当社及び契約者は、本合意書に基づく契約(以下「本契約」といいます)を締結します。
- 本サービスの利用にあたっては、別途当社が定める基本約款に基づき基本契約(以下「基本契約」といいます)を締結していることを前提とし、本合意書のほか、基本約款(以下、本合意書と併せて「当社約款」といいます)が契約者に適用されます。
- 本合意書に定めのない事項に関しては、基本約款の定めが適用され、基本約款の定めと本合意書の定めが矛盾又は抵触する場合は、本合意書の定めが優先して適用されます。
- 契約者が最新の合意書に同意した場合又は第2条(本契約の締結及び成立)の定めにより同意したものとみなされた場合、すでに締結されたすべての本契約(第2条第3項に定義されます)について、最新の合意書が適用されます。
- 本合意書に使用する用語の定義は、本合意書において別段の定義がない場合、基本約款における定義と同一の意義を有するものとします。

第2条(本契約の締結及び成立)

- 本サービスの利用申込みは、利用希望者が、当社所定の申込書及び申込画面等(以下併せて「申込書等」といいます)に必要事項を記入し、当社に提出又は登録することにより行われるものとします。かかる申込書等の提出又は登録をもって、利用希望者が本合意書に同意したものとみなされます。
- 当社は、利用希望者による申込書等の提出後、基本約款第4条(基本契約の締結及び成立)の定めに従って当社所定の審査を行い、審査基準を満たさない場合、利用希望者は、本サービスを利用することができないことがあります。この場合、遅滞なく利用希望者にその旨を通知します。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができないものとします。
- 本契約は、当社が利用希望者による本サービスの利用を承認した時点をもって成立します。

第3条(本サービス)

当社は、契約者が運営する飲食店(以下「契約者店舗」といいます)の写真(以下「本写真」といいます)の撮影(以下「本撮影」といいます)をするサービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。

第4条(本撮影代金)

- 本サービスの利用料金(以下「本撮影代金」といいます)は、別途当社が指定するカット数に応じて、別途当社が指定する金額とします。なお、本撮影代金には本合意書に基づき、当社から契約者に対する本写真の使用許諾の対価が含まれます。なお、撮影は以下に掲げる時間の範囲内とします。

撮影時間帯
9:00 開始～20:00 終了

- オプションサービスの利用料金は以下のとおりとします。

延長撮影・カット数追加	40分5カット単位:11,000円(税込)	例)80分延長する場合は、22,000円(税込)
時間外対応	22,000円(税込)	(撮影時間帯以外の撮影)

- 契約者が、第7条に従って本写真を使用しない場合であっても、本撮影代金は減額されません。

第5条(本写真の撮影、納品)

- 当社は、別途当社が定める条件(営業資料等を含みます)に従い本撮影を手配します。本撮影は当社の委託先であるカメラマン(個人およびカメラマンが特定の法人に所属する場合または特定の法人から委託を受けている場合の当該法人を総称し、以下「カメラマン」といいます)が行います。
- 本撮影は、2時間以内・15カット以内で行われます。撮影当日のカット数の追加はお受けできません。また、依頼内容によっては、15カットに満たない場合もあります。
- 当社は、本撮影を、契約者が希望した時間に応じて、第4条第1項に定める撮影時間帯内で実施します。契約者が当該時間帯以外の本撮影の実施を希望する場合、当社に事前に通知し当社が承諾した場合のみ本撮影を行うものとします(撮影日当日の時間延長はできません)。この場合、第4条に定める本撮影代金に加え、第4条第2項に定める利用料金をお支払いいただきます。
- 本撮影は、1申込みにつき1日1回50カットを限度としデジタルカメラによって行われます。自然災害や事故等止むを得ない事情がある場合を除き、再撮影は一切行われません。
- 撮影場所に応じ、本撮影代金のお支払いに加えて、当社が別途エリア別に定める交通費をご負担いただきます。
- 本写真の撮影内容に関しては、契約者が一切の責任を負います。また、当社が提示する撮影規程に反するような内容が本写真に含まれていた場合には、該当の写真は納品することはできません。また、この場合であっても、本撮影代金の減額や再撮影は行われません。
- 本撮影に関連して契約者に損害が生じた場合、当社は本撮影代金を上限としてかかる損害を賠償するものとします。
- 当社が別途契約者に提供する各種サービスの利用料金の未払いがある場合は、その支払いが確認できるまで、本写真を納品することはできません。
- 当社は、本写真を、契約者が指定するメールアドレス宛に本写真のダウン

ロード用 URL を貼付したメール(以下「納品メール」といいます)を送付する方法で納品します。契約者は、本写真の納品後、速やかに、当該 URL から当社所定の方法により当該写真をダウンロードするものとします。契約者が本写真のダウンロードを遅滞した場合その他当社の責に帰すべき事由に因らない納品メールの不到達、本写真の紛失等につき、当社は一切責任を負わず、本写真の再納品も行いません。

- 契約者は、本写真の撮影にあたっては、本写真の使用が、著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権その他第三者のいかなる権利をも侵害しないように契約者の責任と負担においてその第三者との間で必要なすべての権利処理をあらかじめ完了させるものとします。この第三者には、契約者の従業員やシェフなども含まれます。
- 契約者が撮影中にカメラマン所有の機器を破損させるなどカメラマンに損害を与えたときは、契約者は、その責の範囲において、カメラマンに対しその損害を賠償するものとします。

第6条(キャンセル等)

- お申し込み後のキャンセルや撮影日時の変更(以下「キャンセル等」といいます)は原則としてお受けできません。
- 万が一、キャンセル等をご希望される場合、下表記載のキャンセル料をお支払いいただきます。なお、キャンセル料のお支払いにかかる諸条件は、当社が別途定めるものとします。

キャンセル等の条件	キャンセル料
撮影日の3営業日前18:00以降	申込み金額の全額(「交通費」を除く全額の費用)
撮影前日まで	
撮影日当日以降	申込み金額の全額(

第7条(本写真の使用許諾等)

- 本写真の著作権は、当社に帰属します。
- 当社は、本契約期間中、契約者に対し、本写真の使用を許諾します。ただし、契約者は、方法の如何を問わず、当社に無断で本写真を第三者に販売、配布、譲渡もしくは貸与または使用の再許諾することはできません。
- 前号に加え、契約者は、前号に基づきその使用を許諾された本写真につき、過剰なサイズ、同一性を失わせる編集(写真の一部切り出しを含みます)をすることはできません。
- 契約者は、終了事由の如何を問わず、基本契約の終了後は、本写真を一切使用できません。ただし、当社が別途承諾した場合はこの限りではありません。本写真の撮影および納品は、本合意書において当社が明示的に許諾した本写真の使用に関するものを除き、当社から契約者に対する本写真の著作権その他一切の権利についての移転、譲渡、または放棄を伴うものではありません。
- 契約者が本約款に違反した場合、当社は、その使用の差止めを行うことができるほか、当社が運営するページおよび当社の提供するサービス形態において使用されている本写真を直ちに削除することができます。また、この場合において、当社に損害が発生したときは、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。
- 第2項に定める許諾に基づく本写真の使用に対し、第三者より当該本写真が第三者の権利(著作権その他の知的財産権及び法律上保護に値する一切の権利をいいます)を侵害している旨の主張、要求等があった場合、契約書はすみやかに当社にその旨を報告するとともに、当社の指示に従い、かかる主張等に対応するものとします。なお、本号の定めは、当社がかかる主張等に単独で対応することを妨げるものではありません。

改定日 2021年9月21日
改定日 2022年5月11日
改定日 2026年4月1日